

呉南ロータリークラブ細則

改正 2017年3月28日

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事会メンバー
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. RI：国際ロータリー
5. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員11名により成る理事会とする。すなわち、本細則第3条1節に基づいて承認を受けた4名の理事、会長、副会長、会長エレクト（または、後任者が選挙されていない場合は会長ノミニー）、幹事、会計、会場監督および直前会長である。

第3条 理事および役員の任期

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、入会年度により4グループに分けられた各グループの中から会長ノミニー指名委員（前年度の指名委員を除く）を選挙し、指名委員会を設置する。年次総会において会長ノミニー指名委員会から指名された次々年度の会長候補を会長が発表し、会員の承認（第5条第3節に定める定足数以上の会員が出席し、その過半数の承認）を得る。その年次総会において会長エレクトは、次年度の副会長、幹事、会計、4名の理事および会場監督を発表し、会員の承認を得る。

年次総会で承認された次々年度の会長候補は、会長ノミニーとなるものとし、その後の7月1日に始まる年度に会長エレクトとして理事会メンバーを務め、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補充するものとする。

第3節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの理事エレクトの決定によって補充するものとする。

第4節 各役職の任期は次の通りとする。

副会長	1年
理事	1年
会計	1年
幹事	1年
会場監督	1年

第4条 役員の任務

第1節 会長

本クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長

理事会のメンバーとして務める。

第3節 会長エレクト

役員として次年度に向けて準備するとともに、理事会メンバーとして務める。

第4節 副会長

会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事

クラブ例会や理事会に出席しなければならない。

第6節 幹事

クラブの会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録する。また、ウェブで目標、進捗の入力を行う。

第7節 会計

すべての資金を管理し、年次決算報告を行う。その職を去るに当たっては、会計はその保管するすべての資金、会計帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第8節 会場監督

例会その他の会合において、気品と風紀を守り、会合がその目的を発揮できるよう設営し、監督する。

第9節 理事会メンバーは、その職に付随する任務を行うとともに指定されたその他の任務を務めることがある。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月31日までに開催し、そこで次年度の役員および理事の承認を受けるものとする。

第2節 本クラブの毎週の例会は火曜日、12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、すべてクラブの会員全員に然るべく通知するものとする。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員（または呉南ロータリークラブ定款第9条第3節および第4節の規定に基づき、出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席していたことが実証されるか、もしくは呉南ロータリークラブ定款第10条第1節と第2節の規定によるものでなければならない。

第3節 会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会の定足数とする。

第4節 定例理事会は毎月第一例会日に開催する。臨時理事会は、会長が必要ありと認めたとき、または2名の理事から要求があるとき、会長によって招集するものとする。ただし、その場合、然るべく通知するものとする。

第5節 理事の過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会協力金および会費

第1節 入会協力金は50,000円とし、入会承認（再入会を除く）に先立って納

入すべきものとする。

第2節 会費は年額 264,000 円とし、3 ヶ月ごとの各支払額のうちの一部は、各会員の RI 公式雑誌の購読料に充当するという了解の下に、毎年 4 回 7 月、10 月、1 月および 4 月の各 1 日に納入すべきものとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理されるものとする。理事会は、特定の決議案を、口頭ではなく投票により処理することを決定することができる。

第8条 五大奉仕部門

五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動のための理念と実践の枠組みである。それはクラブ奉仕、職業奉仕、社会奉仕、国際奉仕および青少年奉仕である。本クラブは、五大奉仕部門の各部門に積極的に取り組むこととする。

第9条 委員会

第1節 クラブの各委員会は、クラブの年次目標および長期目標を達成するために機能するものとする。本クラブでは、以下の委員会を設けるものとする。

なお、委員会の活動等に関しては、新旧アッセンブリー、新旧三役会を開催して明確な引き継ぎを行う。

また、一貫性を保持するため、必要な委員会は 3 年委員会とする。

- ・ 会員増強委員会

この委員会は、会員の勧誘と維持に関する包括的な計画を立て、実施するものである。

- ・ 公共イメージ委員会

この委員会は、一般の人々にロータリーについての情報を提供し、クラブの奉仕プロジェクトと奉仕活動を広報する計画を立て、この計画を実施するものである。

- ・ クラブ管理運営統括委員会

この委員会は、クラブの効果的な運営に関連する活動を実施するものである。

- ・ 奉仕プロジェクト統括委員会

この委員会は、地元地域社会および他国の地域社会におけるニーズに応える教育的、人道的、および職業関係のプロジェクトを立案し、実施するものである。

- ・ ロータリー財団統括委員会

この委員会は、寄付とプログラムへの参加を通じてロータリー財団を支援する計画を立て、実施するものである。

第2節 必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第3節 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

第4節 理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動を起こしてはならない。会長または理

事会は、必要に応じて、特定の委員会に追加事項を付託するものとする。

第5節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整する任務を担い、委員会の全活動について理事会に報告するものとする

第6節 会長エレクトは、ロータリー年度の開始に先立ち、クラブ委員会のための推奨事項、委託任務、目標、計画に関し理事会に対し説明発表するための準備を整えるにあたり必要な指導を行うものとする。

第10条 出席義務規定の免除

第1節 理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、12カ月間を超えない限りにおいて、本クラブの例会出席を免除される。

第2節 呉南ロータリークラブ定款10条第1節に定めるメイクアップの方法については、必要により、理事会の議決に基づきその年度に限り追加することができる。

第11条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会はその年度の収支予算を作成するものとする。その予算は、これらの費目に対する支出の限度となるものとする。ただし、理事会の議決によって別段の定めがなされた場合はこの限りでない。予算は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営に関する予算と、奉仕プロジェクトに関する予算である。

第2節 会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。クラブ資金は2つの部分に分けられるものとする。すなわち、クラブ運営と奉仕プロジェクトに関する資金である。

第3節 すべての勘定書は、会計、または理事もしくは権限を持つ役員2名の承認を受けたその他の役員によって支払われるものとする。

第4節 すべての財務処理は、毎年1回有資格者によって徹底した監査が行われるものとする。

第5節 会計は、会計年度終了後、本クラブの年次決算報告を会員に配布するものとする。

第6節 本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。人頭分担金とRI公式雑誌購読料の支払は、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第12条 会員選挙の方法

第1節 会員が、会員候補者の氏名を書面により、幹事を通じて理事会に提出するものとする。他クラブからの移籍会員または他クラブの元会員は、元クラブから、会員候補者として推薦を受けることができる。この推薦は、理事会から別段の指示がある場合を除き、口外してはならない。

第2節 理事会は、被推薦者がロータリーの会員資格条件をすべて満たしてい

ることを確認するものとする。

第3節 理事会は、推薦書の提出後 30 日以内にこの入会を承認または不承認を決定し、幹事を通じて、推薦者にその決定を通知するものとする。

第4節 理事会が入会を承認した場合、候補者は、クラブに入会するよう招かれ、ロータリーと会員義務について説明を受け、会員推薦書式に署名して、本人の氏名と本人に予定されている職業分類をクラブに伝えることについて承諾するよう求められるものとする。

第5節 被推薦者についての発表後 7 日以内に、理由を付記した書面による異議がどの会員からも理事会に提出されなかった場合、候補者は、本細則に定める入会金を納めた上、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、次の理事会会合において、この件について票決を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、候補者は、入会金を納めた後、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節 このような選挙後に、クラブ会長は、当該会員の入会式を行い、当該会員に対して会員証を発行し、ロータリー情報資料を提供するものとする。その他、会長もしくは幹事が新会員に関する情報を RI に報告し、同新会員を親睦（R 家族）活動委員会に配属する。

第7節 クラブは、理事会により推薦された名誉会員を選ぶことができる。

第13条 決議

クラブは、理事会によって審議される前に、本クラブを拘束するいかなる決議または提案を審議してはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第14条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の 3 分の 2 の賛成投票によって改正することができる。ただし、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも 10 日前に各会員に郵送されていなければならない。このような細則の変更は、標準ロータリークラブ定款、RI 定款・細則、ロータリー章典と矛盾してはならないものとする。